

その他次世代育成支援対策

市町村	27 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	28 県外からの移住者に対し市町村が独自に取り組んでいる子育て支援策	29 市町村が独自に取り組んでいる施策	30 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
福島市		<p>・福島市内への引越しにかかった費用(引越業者等によるサービス費用)の一部を補助</p> <p>・東京圏から福島市に移住した方のうち、要件に該当する方へ支援金を交付(世帯の場合100万円+18歳未満の子1人につき30万円加算)</p> <p>・3つの温泉地(4つの公衆浴場)の入浴料が最長3年間無料となる湯めぐりパスポートを進呈</p>	<p>乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)において、地域住民を「こんにちは赤ちゃん応援隊」として小学校区1名以上委嘱している。保健師・助産師の専門職だけでなく、地域の応援隊による訪問により、地域で安心して子育てができる地域づくりに取り組む。</p>	<p>大雨や地震などの災害発生時に、新型コロナウイルス感染症に特に配慮が必要な方が速やかに避難できるよう、市内のホテル・旅館と協定を締結し、避難者の受け入れを行っている。</p> <p>【対象者】</p> <p>①妊娠28週目から産後2ヵ月までの妊産婦</p> <p>②医療的ケア児</p> <p>③介助者及び同居する小学生までのお子さん</p>
会津若松市	<p>○保育所等給食食材検査事業</p> <p>保育所等の給食における児童の食の安全・安心確保や保護者の不安払拭のために給食食材に含まれる放射性物質の検査を委託により実施。</p>		<p>・男性育休100%宣言をし、市男性職員の育休取得を推進している。また配偶者出産休暇や育児参加休暇についても、取得率100%を目標とし、積極的な取得を呼びかけている。</p>	
郡山市	<p>(1)保育所等給食放射性物質測定事業</p> <p>【内容】保育所等に放射性物質検査機器を整備し、給食提供前に市の基準(10ベクレル未満)に基づき検査を実施して、保育所児童の内部被ばく防止と保護者の不安解消に努める。</p> <p>(事業担当課:保育課)</p> <p>(2)郡山市震災後子どものケアプロジェクト事業</p> <p>【内容】東日本大震災後の長期的な子どもの心と体のケア並びにその保護者及び支援者のケアを行い、併せて子どもの明るく健やかな成長を促すための環境の整備を図るために、メンタルヘルスケア事業や子どもの遊びと運動に関する事業等を幅広く展開する。</p> <p>(事業担当課:こども政策課)</p>		<p>・育パサポート奨励事業</p> <p>【内容】市内の中小企業に勤務する男性従業員が育児休業を取得し、職場に復職した場合、男性従業員に奨励金を支給します。</p> <p>(事業担当課:雇用政策課)</p> <p>・職員向けに育児に関する制度をまとめた「パパママ応援手帳」の作成、周知及び活用を行い、職員が子育てしやすい職場環境づくりに取り組んでいる。</p> <p>特に、子どもが生まれる職員や子育て中の職員には、所属長が面談を行い、職員の働き方についての意向確認や男性職員への育児に関する休暇や休業の取得推奨などの取り組みを実施している。</p> <p>(事業担当課:人事課)</p>	<p>(1)郡山市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、認可外保育施設において、当市からの要請に応じ臨時閉鎖したため登園できなかった児童、または登園を自粛した児童の保護者に対しその期間の保育料相当額を協力金として支給する。その期間の保育料を施設が日割りした場合は当該施設に対し協力金を支給する。</p> <p>また、臨時閉鎖期間中、電話等により入所児童の健康観察を施設が行った場合、児童数に応じて協力金を支給する。</p> <p>(事業担当課:保育課)</p> <p>(2)病児保育利用料の免除</p> <p>社会的要請が強い医療機関等の従事者並びにコロナ禍において就労等経済的な影響を受けやすいひとり親家庭の子育てと就労の両立を支援するため、病児保育事業の利用料を免除する。</p> <p>(事業担当課:保育課)</p>

その他次世代育成支援対策

市町村	27 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	28 県外からの移住者に対し市町村が独自に取り組んでいる子育て支援策	29 市町村が独自に取り組んでいる施策	30 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
いわき市	<p>○屋内遊び場管理運営事業 屋外での遊びに不安を持つ保護者とその子ども達が、安心して遊べる場の確保と、子ども達が天候に左右されずに、のびのびと安心して遊べる場の提供を目的として、市内2か所に屋内遊び場を整備して管理運営を行う。</p> <p>○保育所等給食検査 市内の保育所等の給食および使用する食材の安全確保並びに当該保育所等に入所している児童及び保護者の不安解消を図るため、保育所等の給食・食材の放射性物質検査を行う。</p>		<p>○いわきネウボラ 出産、子育てに関する不安や悩みを解消し、安定した状態で出産、子育てできる環境の整備を図ること、また、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うための新しい支え合いの仕組みを実施する。</p> <p>○赤ちゃんの駅事業 乳幼児連れの保護者が、授乳やおむつ替え等のために気軽に立ち寄ることができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録するとともに、利用マップや表示用のタペストリー等を提供することにより広く周知を図り、乳幼児連れの保護者が安心して外出できる環境づくりを進める。</p> <p>○父子・母子等奨学資金 (月額5,000円) 父子及び母子家庭の父若しくは母又は保護者で、児童を扶養している人の経済的負担を軽減するため、奨学金を支給。</p> <p>○父子・母子福祉手当 (児童2人まで年額10,000円、児童3人目以降1人につき1,500円を加算) 父子及び母子家庭等で児童を扶養している父若しくは母又は保護者に対し、経済的負担の軽減を図るため、福祉手当を支給。</p> <p>○父子・母子家庭等入学児童祝金 (小学校入学時1人7,000円、中学校入学時1人9,000円) 父子及び母子家庭等で児童を扶養している父若しくは母又は保護者に対し、児童の健全育成を図るため、入学時に祝金を支給。</p>	
白河市	<p>中心市街地の子育て支援機能の強化を図るため、市民交流施設「マイタウン白河」内に屋内遊び場「わんぱーく」を設置(まちづくり推進課)</p>	<p>○白河市子育て世帯賃貸住宅家賃補助制度(まちづくり推進課) 中心市街地の集合住宅に新規に転入する子育て世代に対し、家賃の一部を補助。 主な要件:他市町村より転入し、1年以内に中心市街地の民間賃貸住宅に入居した次のいずれかの世帯 ①満18歳未満の子どもと同居する世帯で、当該子どもを扶養する父又は母のいずれかが世帯主の世帯 ②同居する夫婦のいずれかが40歳以下で、当該夫婦のいずれかが世帯主の世帯 補助額:集合住宅月額13,000円、戸建住宅17,000円 補助期間:最長3年間</p>	<p>○多子世帯給食費負担軽減事業(こども育成課) 多子世帯が子育てしやすい環境を充実させるため、同一世帯で18歳以下の兄弟姉妹が3人以上いる場合、第3子以降の児童生徒の学校給食費を全額助成する。</p> <p>○国民健康保険に係る子どもの被保険者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)の均等割額(ただし、条例による軽減を受けている場合は、軽減後の額)の全額を減免している。(国保年金課)</p> <p>○子育てスキルアップ事業(こども支援課) 「親子の愛着形成」や「妊娠期からの子どものメディア依存の予防」、「生活リズムを整えることの重要性」の意識づくりを醸成し、親の育児力のアップと育児負担の軽減を図るため乳幼児健診時の集団教育や幼稚園保育園等での講演会の開催、チラシやポスターを活用した妊婦への助言を実施。</p> <p>○白河っ子応援事業(こども支援課) 赤ちゃんから中学卒業まで切れ目なく支援するため、年中児を対象としたすこやか相談会やフォローアップ訪問事業、保育力アップの研修会の実施や庁内連携会議の開催。</p>	
須賀川市			<p>●保育所等給食費給付事業 市内在住の3歳から5歳児に係る「副食費」「主食費」を合わせた給食費を、公立・私立を問わず、市が負担し無償化する(上限あり)</p>	

その他次世代育成支援対策

市町村	27 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	28 県外からの移住者に対し市町村が独自に取り組んでいる子育て支援策	29 市町村が独自に取り組んでいる施策	30 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
喜多方市	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等給食食材放射性物質測定事業 ・ホームスタート事業 		<ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物洗口事業(保育所・幼稚園・小学校) ・チャイルドシート等購入助成事業 ・乳幼児救急搬送時交通費助成事業 ・出産・育児のための離職者支援事業 ・ファミリーサポートセンター利用者助成事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査キット配付事業
相馬市	<ul style="list-style-type: none"> ・ホールボディカウンターによる内部被ばく測定事業(小中学生) ・屋内遊び場運営事業 ・給食食材放射線量測定業務委託事業(給食及び敷地内の空間線量測定) ・Dシャトルによる外部被ばく測定事業 ・震災孤児等支援事業 東日本大震災により親を亡くした孤児等に対し、生活支援金を支給するとともに、大学、専門学校等に進学した孤児等に生活費、教材費などを支援する資金を支給する。 ・心のケア事業 東日本大震災等被災による児童・生徒の「心のケア」をNPO法人相馬フォロアーチームとの共同により実施する。 ・スクールソーシャルワーカー配置事業 学校と家庭及び関係機関が連携し問題解決に向けて行動できる連絡・仲介・調整を行うスクールソーシャルワーカーを配置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相馬市移住支援金(18歳未満の世帯員1人につき30万円を加算) 	<ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物洗口事業(小学生) ・学校給食費無料化事業(市内小中学校) ・一次預かり事業(1歳～未就学児)(市直営) 	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット型体温測定器配置(市内公立幼稚園、小・中学校) ・CO2チェッカー配置(市内公立幼稚園、小・中学校の各教室)
二本松市	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内遊び場運営事業 ・幼稚園、保育園等給食食材放射線測定 ・放射線外部積算線量測定 ・放射線内部被ばく量測定 		<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校に就学する児童・生徒の保護者への手当支給 ・特別支援学校に就学する児童・生徒の保護者への通学費の助成 ・出産時交通費助成事業 ・子育て支援アプリの配信 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症相談センターの開設

その他次世代育成支援対策

市町村	27 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	28 県外からの移住者に対し市町村が独自に取り組んでいる子育て支援策	29 市町村が独自に取り組んでいる施策	30 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
田村市	<p>①平成23年3月11日に田村市都路町に住所を有していた者が保護者となり、市内保育所・こども園へ入所させた場合、保育料を無料化(0歳児、1歳児、2歳児)</p>		<p>①3月31日現在満3歳から満5歳までの児童を在宅で養育する保護者に対し、月額5,000円の子育て支援奨励金を支給 ②幼児預かり保育利用料 無料(住所登録がある児童) ③放課後児童クラブ利用料 無料(住所登録がある児童) ④ブックセカンド事業(4歳児5歳児の在籍する児童福祉施設に本を配布し、絵本と触れ合う機会をつくり、自発的な読書習慣の形成に資するとともに、子どもの感性や想像力を育成する。) ⑤市立幼稚園給食費無償化(住所登録がある児童) ⑥特定教育・保育施設等給食費助成 月額4,800円上限(住所登録がある児童) ⑦転入子育て世帯住宅取得補助金 市内に定住するため住宅を取得し転入した子育て世帯、または転入後3年以内に市内に定住するため住宅を取得した子育て世帯で、いずれも転入する直前に連続して3年以上市外に在住していた方を対象とし、取得額1,000万円以上の物件に対し100万円補助 ⑧子供応援事業実家改修補助金 転入子育て世帯が実家を改修するにあたり、子ども1人当たり10万円補助 ⑨子供応援事業空き家改修補助金 転入子育て世帯が空き家(空き家バンク登録物件に限る)を改修するにあたり、子ども1人当たり10万円補助 ⑩田村市学習・適応指導教室「まごころ教室」 不登校あるいは、その傾向を持つ小中学生に対して、自立心や登校・学習習慣を育て、学校復帰のための支援。 開設期間:市教育委員会管理規則による授業日の火・水・木・金曜日 場所:田村市図書館2階会議室 時間:午前10時から午後3時までの5時間</p>	

その他次世代育成支援対策

市町村	27 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	28 県外からの移住者に対し市町村が独自に取り組んでいる子育て支援策	29 市町村が独自に取り組んでいる施策	30 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
南相馬市	<p>○全天候型子どもの遊び場(2カ所)、砂場付き屋内遊び場(1カ所)の管理運営</p> <p>○完全屋内型子どもの遊び場の整備(1カ所)</p> <p>○市外避難をしている生後2か月までの母子に対する電話相談</p> <p>○市外避難をしている保護者へのアンケート・電話相談(乳幼児健診時期に、避難先での受診の勧奨及び生活状況等をアンケートにて把握。アンケート返送がない場合や育児不安等の記載がある場合に電話相談を実施)</p> <p>○追加外部被ばく放射線量測定の実施(ガラスバッジ)</p> <p>○放射線内部被ばく検診の実施(ホールボディカウンター・ベビースキャン)</p> <p>○学校放射線教育の実施。</p>	<p>○移住者向けお試しハウスの貸し出し</p> <p>○プロモーション、移住体験ツアー、相談窓口設置</p> <p>○移住者ペーパードライバー講習受講費用支援(ペーパードライバー講習を受講する移住者に受講料を全額補助(1回5,500円で、3回まで))</p> <p>○空き家賃貸改修等支援事業補助金 (対象者:転入する18歳以下の子を持つ世帯、45歳未満の若者世帯、若年夫婦、多世代同居者、近居者、就業者、市内在住者。支援する額:要件により異なる(最大345万円))</p> <p>○住宅購入等世帯定住促進事業奨励金 (対象者:市内への転入者でアパート等を借り上げる子育て世帯や若者、市内で住宅取得する18歳以下の子を持つ世帯、45歳以下の若者世帯、若年夫婦、多世代同居者、近居者、就業者、多子世帯。支援する額:アパート等借り上げ18万円、住宅取得等最大200万円)</p>	<p>○こども・子育て応援条例の制定</p> <p>○こども未来フェスティバル、ファミリーフォトコンテストの実施</p> <p>○母子手帳機能付き子育て支援アプリ「はぐらいふ」の導入</p> <p>○はぐらいふ応援育休取得促進奨励金(育休を取得する男性に報奨金最大20万円を支給)</p> <p>○魅力ある職場環境づくり事業補助金(育休を取得した男性が勤務する市内の中小企業に1人につき奨励金10万円を支給)</p> <p>○巣立ち応援18歳祝い金支給事業(今年度18歳になる方に大学進学や就職準備資金として5万円を支給)</p> <p>○みらい育成修学資金の貸付及び給付(育英資金貸付、看護師等修学資金貸付、保育士等修学資金貸付、修学資金給付)</p> <p>○幼稚園、保育園、認定こども園、小・中学校給食費の無料化</p> <p>○子育て援助活動利用料助成(一時預かり・ファミリーサポートセンター利用料助成)</p> <p>○夜間小児科・内科初期救急医療事業</p> <p>○ミュージアムキッズフェアの開催</p> <p>○母子愛育会活動団体の育成支援(子育て支援の活動展開等)</p> <p>○1歳児歯科健診、フッ化物歯面塗布事業</p> <p>○フッ化物洗口事業(4歳児～小学4年生)</p> <p>○10か月児健診時に絵本及びおすすめのブックリストをプレゼント</p> <p>○空き家・空き地バンクでの市内空き家情報等の提供</p> <p>○空き家賃貸改修等支援事業補助金 (対象者:転入する18歳以下の子を持つ世帯、45歳未満の若者世帯、若年夫婦、多世代同居者、近居者、就業者、市内在住者。支援する額:要件により異なる(最大345万円))</p> <p>○住宅購入等世帯定住促進事業奨励金 (対象者:市内への転入者でアパート等を借り上げる子育て世帯や若者、市内で住宅取得する18歳以下の子を持つ世帯、45歳以下の若者世帯、若年夫婦、多世代同居者、近居者、就業者、多子世帯。支援する額:アパート等借り上げ18万円、住宅取得等最大200万円)</p> <p>○在宅保育支援事業 (満3歳未満の子どもを保育園等に預けず、家庭において保育を行っている保護者に対し、月1万円(子ども一人当たり)を半年ごとに交付。)</p> <p>○多子世帯子育て応援支援金支給事業 (対象者:第3子以降の子どもが出生または小学校に入学した方。支給する額:出生時30万円、小学校入学時10万円)</p> <p>○災害等遺児支援金支給事業(令和2年8月13日以後の国指定の災害または交通事故により、父母または父母の一方を失った児童を養育する者に対して、遺児支援金を支給いたします。*0歳～6歳(未就学児)年額 200,000円 *7歳～15歳(小・中学生)年額 300,000円 *16歳～18歳(学生等)年額 400,000円)</p>	<p>○市内小中学校児童生徒のICTを活用した家庭学習支援(通信環境整備支援金1万円(ルーター等購入は半額)の支給)</p>

その他次世代育成支援対策

市町村	27 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	28 県外からの移住者に対し市町村が独自に取り組んでいる子育て支援策	29 市町村が独自に取り組んでいる施策	30 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
伊達市	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内屋外遊び場の設置及び充実 ・保育所等給食食材放射性物質検査事業 	なし	なし	なし
本宮市			子ども食堂に対し、活動運営補助金を交付(1回の開催につき10,000円交付。(上限:年間480,000円))	
桑折町	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラスバッジによる外部被ばく測定 ・ホールボディカウンターによる内部被ばく測定 ・屋内遊び場、屋内プールの設置運営 ・給食食材の放射線測定 ・親子参加イベントの実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり保育助成事業(町外保育所の一時預かり保育利用の場合、利用料の1/2上限1万円(月額)を助成) ・病児病後児保育助成事業(町外保育所の病児病後児保育利用の場合、利用料の1/2上限2万円(月額)を助成) ・産後2カ月を目安にベビースケールの貸出を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援アプリによるオンライン相談事業

その他次世代育成支援対策

市町村	27 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	28 県外からの移住者に対し市町村が独自に取り組んでいる子育て支援策	29 市町村が独自に取り組んでいる施策	30 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
国見町	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラスパッジによる外部被ばく検査 ・ホールボディカウンタによる内部被ばく検査 ⇒施設実施(福島市保健福祉センター)となる。 ・屋内遊び場の設置運営 ・保育所給食の放射線検査 ・未就学児体力測定・運動教室の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度より、転入者に対して電話支援・家庭訪問等の支援を実施している。 ・町外からの子育て世代の移住を促進することを目的とした賃貸住宅を整備し、18歳未満の子1人につき1万円家賃を減額している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内幼・小・中学校に通う子どもの給食費全額免除 ・町定住促進住宅に入居している方で、18歳未満の子を扶養している場合は1人につき住宅使用料月額1,500減額。 ・幼稚園通園費助成 ・乳幼児の育成支援事業 ・ウッドスタート事業(誕生祝い品贈呈、親子木工教室等) ・道の駅構内に木育広場を設置・運営 ・病後児保育事業 	
川俣町	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの屋内運動場(震災による子どものストレス解消と体力向上を図るための整備) 		<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校給食費無償化(保護者の経済的負担を軽減) ・チャイルドシート無料貸し出し(4歳未満の乳幼児の保護者に対してチャイルドシートを無料で貸し出し、乳幼児を交通事故から守る) ・子育て世代における男性の育児参画を促進するための、お話会や運動教室、料理教室を実施。 ・子育て支援アプリを活用し、子育て支援全般の情報発信を行う 	
大玉村	<ul style="list-style-type: none"> ・親子のふれあい事業 ・親子運動遊び教室事業 ・個人線量計による外部被ばく測定 	祖父母手帳の配付		

その他次世代育成支援対策

市町村	27 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	28 県外からの移住者に対し市町村が独自に取り組んでいる子育て支援策	29 市町村が独自に取り組んでいる施策	30 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
鏡石町	<ul style="list-style-type: none"> ・のびのび健康相談(心理士による個別相談)の開催 		<p>【食育推進奨励金支給事業】 3歳～5歳のすべての子どもの保護者へ保育料の副食費相当分月額4,500円支給する。国の副食費免除事業の上限4,500円に満たない場合は、差額支給する。</p>	
天栄村			<ul style="list-style-type: none"> ・すくすく家庭保育応援金 村内に住所を有する生後6か月から満1歳で保育所等を利用していない児童のうち、両親が共働きでその他の家族が在宅で保育を行っている児童について、その保護者に対し、月額10,000円を支給する。 	
下郷町			<ul style="list-style-type: none"> ・チャイルドシート購入助成金…乳児用チャイルドシートの購入代金を助成(10,000円まで) ・小中学校入学祝金…町内に住所を有する小中学校新1年生の保護者に対し、児童生徒1人あたり30,000円を支給する。 ・小中学生通学費助成…路線バスの利用料金を小学4年生まで全額補助。小学5年生以上は月4,000円を超えた分を全額補助。 ・小中学生給食費助成(所得制限なし) ・フッ化物洗口事業…町内保育所に入所する4歳児及び5歳児 ・フッ化物歯面塗布事業…町内保育所に入所する1歳6ヶ月以上児 ・5歳児健康相談 	

その他次世代育成支援対策

市町村	27 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	28 県外からの移住者に対し市町村が独自に取り組んでいる子育て支援策	29 市町村が独自に取り組んでいる施策	30 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
檜枝岐村	なし		<ul style="list-style-type: none"> ・16歳～22歳までの就学生1人につき、月額5,000円の学資手当を支給 (類似の手当受給者は除く) ・妊婦が通院等する際、それらに係る費用を妊婦通院費補助金(50,000円)として支給 	なし
只見町				
南会津町				

その他次世代育成支援対策

市町村	27 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	28 県外からの移住者に対し市町村が独自に取り組んでいる子育て支援策	29 市町村が独自に取り組んでいる施策	30 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
北塩原村			<ul style="list-style-type: none"> ・子育て応援給付金事業(村内幼稚園及び保育所に在園する3歳児が対象) ・村内小中学校の給食費無償化 ・通園の遠距離補助制度 ・村内小中学校で受ける英語検定料・漢字検定料無料 ・国内外の都市との交流事業 	
西会津町			<p>フッ化物洗口事業(4歳児～中学生) フッ化物歯面塗布事業 妊産婦全戸訪問事業(新生児オムツの提供)</p>	<p>* 町内の小・中学生全員に学習用タブレットを貸し出し、学校の授業と家庭学習を連動させた「新たな学びの形態(ハイブリット型)」での学習を確立できるようICT環境を整備した。これにより、学校臨時休業中はタブレット端末を活用したオンライン授業を行える。 * 中学生には、児童生徒の学力向上のための家庭学習支援事業としてPC教材学習アプリ使用料を負担している。(地理的・家庭環境等の理由で学習塾に通いづらい本町の現状改善や保護者の負担軽減を図る公営塾的な支援事業)</p>
磐梯町				

その他次世代育成支援対策

市町村	27 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	28 県外からの移住者に対し市町村が独自に取り組んでいる子育て支援策	29 市町村が独自に取り組んでいる施策	30 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
猪苗代町			<p>・猪苗代町幼児教育・保育施設等給食費補助事業 保護者の経済的負担軽減を図るため、幼児教育・保育を提供する施設等を利用している3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもの保護者が負担する給食費の補助を行う。 ・親子の遊びの教室「ちびっこランド」 町内在住の2歳から4歳までの子どもと保護者が対象。親子ふれあい遊びや育児についての情報交換等を行う。</p>	
会津坂下町				
湯川村	<p>遊びの会の開催(村の体育館を利用して、作業療法士、理学療法士などの専門職による体を使った遊びの指導を実施。県の心のケア事業活用)</p>		<p>幼小中における第3子以降給食無償化 幼稚園バスの無料運行</p>	

その他次世代育成支援対策

市町村	27 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	28 県外からの移住者に対し市町村が独自に取り組んでいる子育て支援策	29 市町村が独自に取り組んでいる施策	30 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
柳津町			<ul style="list-style-type: none"> ・若者定住促進住宅 子育て世帯であり、同居親族に18歳未満の子がいる者、未婚の場合は、入居決定までに婚姻予定の者で、夫婦となる者の年齢がともに40歳未満の者を対象に、町営の若者定住促進住宅を提供している。また、扶養する子の人数が多いほど、家賃の月額が割安になる仕組みとなっている。 ・小中学校の給食費無料 ・保育所全員完全給食 ・チャイルドシート等購入費助成 チャイルドシート、ジュニアシート購入費の一部を助成。 ・高等学校等就学給付金 当該年度の4月1日現在で町内に住所があり、高等学校に在学している生徒の保護者に対し、生徒1人につき、各年度50,000円支給(3年間を限度)。 	
三島町			<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校学校給食費無償化 ○0歳6か月～就学前までの保育所入所児全員の保育料を無償とした。(一時保育は対象外) 	
金山町			<p>「奥会津金山学びの18年」 金山町に住む18歳までの子供たちに対して行う様々な教育事業の総称 ※県立川口高等学校に対しても、様々な支援を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールバス消毒事業 ・若桐寮舎監・指導員の学校臨時休業対応 ・家庭学習のためWi-Fi整備 ・町外で頑張る学生に特産品送付 ・町民の無症状者を対象に無料でPCR検査キットを配布

その他次世代育成支援対策

市町村	27 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	28 県外からの移住者に対し市町村が独自に取り組んでいる子育て支援策	29 市町村が独自に取り組んでいる施策	30 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
昭和村				令和4年度子育て世帯臨時特別給付金 児童一人あたり三万円
会津美里町	保育所等給食放射性物質測定事業		<ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物洗口事業(認定こども園、小中学校) ・町奨学資金の返還の免除(月々の返還額の1/2) ①町奨学資金の返還を平成30年4月以降に開始する方 ②町に住所を有し、居住している方 ③就労している方(町外で就労している場合も対象) 	

その他次世代育成支援対策

市町村	27 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	28 県外からの移住者に対し市町村が独自に取り組んでいる子育て支援策	29 市町村が独自に取り組んでいる施策	30 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
西郷村	<p>屋内遊び場を設置 乳幼児・幼稚園・保育園・小中学生対象 放射線健康対策事業(電子線量計の貸し出し)</p>	<p>村外から西郷村に移住した方に対して、西郷村住宅取得費補助を行っている。その政策の中で中学生以下の扶養する子と同居する場合、1人につき10万円の補助をしている。</p>	<p><西郷村小中学校入学祝金支給事業> ○目的:入学時における家庭の経済的負担を軽減するとともに、子の健やかな成長を支援することを目的とする。 ○対象:子が村内に住所を有し、小中学校に入学し、かつ、入学した年の5月1日時点で村内に住所を有する保護者 ○支給額:子ども1人につき3万円</p> <p><西郷村英語検定料補助金事業> ○目的:公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定(以下「英検」という。)を受験する生徒の保護者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 ○対象:①村立中学校に在籍している生徒の保護者②生徒が村内に住所を有し、村外の中学校に在籍している生徒の保護者 ○補助額:受験に係る検定料全額(1年度につき1回のみ)</p> <p><西郷村修学旅行費軽減補助金事業> ○目的:中学校が実施する修学旅行に要する経費の一部を補助する ○対象:中学校の修学旅行に参加し、村内に住所を有する生徒の保護者 ○補助額:1人につき3万円とする。ただし、実績額が補助金の額を下回る場合は実績額を限度額とする ○学校給食費保護者負担軽減補助 村立幼稚園児・小学生の給食費を1食当たり30円、中学生は34円に相当する分を補助している(補助対象条件有り)。 ○多子世帯学校給食費補助 義務教育期間の第3子以降の児童生徒の給食費を全額補助している(補助対象条件有り)。</p>	
泉崎村				

その他次世代育成支援対策

市町村	27 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	28 県外からの移住者に対し市町村が独自に取り組んでいる子育て支援策	29 市町村が独自に取り組んでいる施策	30 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
中島村	<ul style="list-style-type: none"> 個人線量計による外部被ばく測定 		<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園保育料、保育所保育料、預かり保育料、給食費の無料化(対象条件あり) 	
矢吹町	<ul style="list-style-type: none"> ガラスバッジによる外部被ばく測定 ホールボディカウンターによる内部被ばく測定 親子あそびのひろば 屋内外運動場設置 親子で参加できる子育てイベントの実施 	なし	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診・健康相談に臨床心理士を心理相談員として配置している 子ども議会(小学6年生対象) 新生児聴覚検査助成 集団健診によるフッ素塗布 子育てサークル活動補助 矢吹こども読書100選パンフレット 若者定住支援助成 フッ化物洗口事業(保育園・幼稚園・小学校・中学校) 中学生海外派遣事業(中学2年生対象) 病児保育事業(広域で開設:しらかわ病児保育室) 家庭訪問型子育て支援事業(ホームスタート) 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスによる家計急変世帯に対する、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免
棚倉町			<ol style="list-style-type: none"> 子育て世代包括支援センター事業 <ul style="list-style-type: none"> 妊婦訪問(新生児オムツの配付) 産婦電話相談 妊産婦サロン、各種子育て支援講座(お産の学校・離乳食講座・睡眠講座等) すこやか赤ちゃん応援券支給事業 <ul style="list-style-type: none"> 対象:2歳未満児 内容:町内ドラッグストアにて育児用品と引き換えできる助成券(月額2,500円)の支給 乳児家庭全戸訪問事業 生後1か月児健康診査費用助成事業 <ul style="list-style-type: none"> 対象:生後1か月児健康診査受診児 助成上限額:5,000円 幼児歯科クリニック <ul style="list-style-type: none"> 対象:1歳児~3歳児 内容:歯科検診・フッ化物紙面塗布・歯科指導 フッ化物洗口 <ul style="list-style-type: none"> 対象:幼稚園児・小学校児童 歯磨き教室 <ul style="list-style-type: none"> 対象:幼稚園児・小学校児童・中学校生徒と保護者(一部) 5歳児健康相談事業 <ul style="list-style-type: none"> 対象:幼稚園年中児 	

その他次世代育成支援対策

市町村	27 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	28 県外からの移住者に対し市町村が独自に取り組んでいる子育て支援策	29 市町村が独自に取り組んでいる施策	30 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
矢祭町			<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子相談事業 ・公認心理師による相談事業 ○ マミーサロン <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦及び産婦対象の健康相談 ・子育て用品の配布 ○ 生後1か月児健康診査費用助成事業 <ul style="list-style-type: none"> 対象:生後1か月児健康診査受診児 助成上限額:5,000円 ○ 歯科クリニック <ul style="list-style-type: none"> 対象:1歳児～3歳児 内容:歯科検診・フッ化物紙面塗布・歯科指導 ○ フッ化物洗口 <ul style="list-style-type: none"> 対象:幼稚園児・小学校児童 ○ 5歳児健康相談事業 <ul style="list-style-type: none"> 対象:幼稚園年中児 	
埴町				
鮫川村			<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児紙おむつ給付事業 <ul style="list-style-type: none"> 出生した月から満1歳6か月到達の前の月まで月額5,000円を上限に保護者へ紙おむつ給付券を支給 ・子育て応援祝金 <ul style="list-style-type: none"> 小学校及び中学校入学の児童生徒の保護者に、対象者1人につき50,000円を支給 	

その他次世代育成支援対策

市町村	27 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	28 県外からの移住者に対し市町村が独自に取り組んでいる子育て支援策	29 市町村が独自に取り組んでいる施策	30 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
石川町	なし	なし	<p>子育て世代の育児休業の取得を促進するため、育児休業の取得を促進し働きやすい環境づくりをした町内の中小企業者に対し奨励金を給付</p> <p>対象者:石川町の雇用保険適用事業所の事業主 ※その他要件有り</p>	なし
玉川村	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内遊び場運営事業 ・放射線個人線量測定事業 ・内部被ばく検査事業 			
平田村			<ul style="list-style-type: none"> ・給食費の年額2分の1を補助(対象:こども園児・小中学生) ・スクールバスの運行(対象:小中学生) ・新入学児童へ防犯ブザー・黄色い帽子・黄色いランドセルカバーの配布 	学生のPCR検査費無償化

その他次世代育成支援対策

市町村	27 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	28 県外からの移住者に対し市町村が独自に取り組んでいる子育て支援策	29 市町村が独自に取り組んでいる施策	30 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
浅川町			<ul style="list-style-type: none"> ・浅川町小学校中学校入学祝金支給制度(小学校中学校入学する児童に対して1人3万円) ・給食費半額助成 ・浅川町高等学校等通学費助成金(年額10,000円) 	
古殿町	<p>○保育所等給食食材検査事業 保育所等の給食における児童の食の安全・安心確保や保護者の不安払拭のために給食食材に含まれる放射性物質の検査を委託により実施。</p>			
三春町	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校、保育所等の給食用食材の放射性物質検査 ・教育施設、町民プール、井戸水利用施設の放射性物質検査 ・電子式線量計による妊婦・乳幼児等の外部被ばく測定 			

その他次世代育成支援対策

市町村	27 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	28 県外からの移住者に対し市町村が独自に取り組んでいる子育て支援策	29 市町村が独自に取り組んでいる施策	30 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
小野町	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラスバッチ式積算線量計の貸出し、測定 	<ul style="list-style-type: none"> ・来て おのまち住宅取得支援事業(子育て加算)(要件を満たし義務教育終了前の子を養育する世帯に、町内商店で利用できる10万円分の商品券を支給) 	<ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物洗口事業 ・多子世帯学校給食費負担軽減助成事業(同一世帯の義務教育を受けている、第2子以降の児童生徒の学校給食費を全額助成) ・子育て世帯向け住宅支援(要件を満たす子育て世帯。交流・定住支援館の1室(1LDK)を月額15,000円で最長10年入居可) 	
広野町				
檜葉町				<p>【臨時特別出産祝金】 給付対象は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に出生し、出生時から継続して町の住民基本台帳に登録されている新生児(以下「給付対象児」という。)とし、給付対象児一人につき10万円支給</p>

その他次世代育成支援対策

市町村	27 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	28 県外からの移住者に対し市町村が独自に取り組んでいる子育て支援策	29 市町村が独自に取り組んでいる施策	30 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
富岡町	屋内遊び場の設置	<p>定住化促進化対策子育て世帯奨励金 町内の子育て世帯の定着の促進と、子育て世帯に対する生活等を支援するために奨励金を交付している。</p> <p>【交付条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年4月1日以降、町内を生活の本拠地として居住している世帯 ・中学校3年生までの子どもを養育している世帯 ・対象の児童が3年以上継続して町内に居住すること。 <p>【交付金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初回申請時に世帯に対して30万円 ・対象の児童1人当たり月15,000円を最長3年間交付 	左記に同じ	
川内村			<ul style="list-style-type: none"> ・大人の風しん予防接種費用助成(接種費用を全額助成) * 一定の条件あり ・川内村妊産婦健康診査交通費助成:妊産婦健診1回につき2,000円助成(上限17回) * 一定の条件あり ・絵本の贈呈:たばこ税の一部を財源とした絵本を1.6歳児と3歳児に乳幼児健診の際に贈呈 ・地域で子育て見守り事業:子どもが産まれた家庭に児童民生委員が訪問をし、記念品(500円程度)を贈呈する。(村内居住の希望者のみ) ・子育て応援・用具購入費補助金:チャイルドシート、ベビーカー、ベビーベッドの購入代金の1/2を助成(上限20,000円まで) * 一定の条件あり ・こども園保育料・給食費無料 ・ファミリーサポートセンター事業援助活動の利用料1/2助成 * 一定の条件あり ・1歳児健診(村内居住の希望者)、2歳児健診(保育施設等を利用していないもの)を実施 ・フッ素歯面塗布(1歳、1歳6か月児、3歳児) ・フッ化物洗口事業(こども園) ・新入学生(1年生)に体操服を贈呈 * 一定の条件あり ・放課後児童クラブ利用料 無料 ・村営かわうち興学塾を運営(前期課程3年生～後期課程9年生対象) ・村営でピアノ教室を運営 ・小中学園給食費無料 ・川内村高等学校生徒遠距離通学補助金交付金 内容:通学定期費もしくは下宿等に係る費用の助成。上限あり 	
大熊町	<p>保育料助成</p> <p>就学援助</p> <p>次世代避難者補助金</p>		チャイルドシート等購入設置補助金	

その他次世代育成支援対策

市町村	27 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	28 県外からの移住者に対し市町村が独自に取り組んでいる子育て支援策	29 市町村が独自に取り組んでいる施策	30 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
双葉町	<ul style="list-style-type: none"> ・当町に住民登録があり避難先で公立幼稚園、私立幼稚園、認定子ども園(1号認定の方のみ)に通園している方へ授業料(保育料)、入園料を全額補助。 →「令和4年度東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による被災者に対する双葉町幼稚園就園奨励費補助金交付要綱」 ・当町に住民登録があり避難先で公立幼稚園、私立幼稚園、認定子ども園(1号認定の方のみ)に通園している方へ給食費を年額上限54,000円、教材費を年額上限36,000円補助。 →「令和4年度東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による被災者に対する双葉町幼稚園給食費等補助金交付要綱」 			
浪江町	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料助成 ・子育てサロン ・認定こども園、学校給食食材の放射性物質検査 ・子育て支援家賃補助金(町内の賃貸住宅に入居する子育て世帯に対して家賃の一部を補助) 	左記と同様		
葛尾村	<ul style="list-style-type: none"> ・希望する妊産婦に線量計を貸出。(産後1年までだが、希望があれば延長で貸出可能) ・葛尾村みらい子ども助成金(本村に居住し、かつ住所を有する15歳の最初の3月31日を迎えるまでの子どもを養育している保護者に対し、子ども1人につき1ヶ月あたり20,000円) 			

その他次世代育成支援対策

市町村	27 東日本大震災及び原子力災害を受けて市町村が取り組んでいる子育て支援策	28 県外からの移住者に対し市町村が独自に取り組んでいる子育て支援策	29 市町村が独自に取り組んでいる施策	30 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村が独自に取り組んでいる事業
新地町	原子力災害による避難者の受け入れ(小・中学校・保育所・児童クラブ)		町立保育所に通う3歳以上児の副食費を無償化 保育料を納付している保護者に対し、月3,000円を助成金として支給	
飯館村	甲状腺検査の継続的な実施		役場職員の子育てのための独自休暇事業(パパクオーター制度) 役場職員へのPTA休暇(学校行事及び子にかかわる休暇) 中学生を対象に海外研修を実施	
市町村 合計	31	10	42	13

○本宮市児童福祉事業等補助金交付要綱

平成19年1月1日

告示第78号

改正 平成20年8月20日告示第110号

平成25年8月28日告示第116号

平成27年6月30日告示第111号

平成29年7月7日告示第105号

平成29年10月31日告示第151号

令和2年10月13日告示第137号

令和3年3月22日告示第16号

(趣旨)

第1条 市は、児童福祉事業等の推進を図るため、児童福祉事業等を行う団体等(以下「補助事業者等」という。)に対し、本宮市補助金等の交付に関する規則(平成19年本宮市規則第56号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は補助事業者等が別表に掲げる事業を行う場合は、当該事業に要する経費について交付するものとし、その額は別表に掲げる補助額のとおりとする。

(補助金交付の条件)

第3条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以内の増減とする。

(補助事業の変更等の承認申請)

第4条 規則第9条第1項に規定する補助事業の内容変更等承認申請書に添付する市長が必要と認めて指示する書類は、別表の事業区分の欄に掲げる事業ごとに作成しなければならない。

(概算払)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。この場合においては、児童福祉事業等補助金概算払請求書(別記様式)によるものとする。

(会計帳簿の整備等)

第6条 補助金等の交付を受けた補助事業者等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の本宮町児童福祉事業等補助金交付要

綱(平成14年本宮町告示第76号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成20年8月20日告示第110号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の本宮市児童福祉事業等補助金交付要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成25年8月28日告示第116号)

この告示は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成27年6月30日告示第111号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の本宮市児童福祉事業等補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成29年7月7日告示第105号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の本宮市児童福祉事業等補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成29年10月31日告示第151号)

この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(令和2年10月13日告示第137号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の本宮市児童福祉事業等補助金交付要綱の規定は令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和3年3月22日告示第16号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第2条、第4条関係)

事業区分	補助事業者等	補助対象経費	補助額
児童館運営補助事業	社会福祉法人本宮市社会福祉協議会	事業運営に要する経費	定額
私立保育園運営補助事業	民間の保育施設(事業所内保育施設を除く。)	事業運営に要する経費	市長が別に定める額
認可外保育施設運営支援事業	民間の保育施設(事業所内保育施設を除く。)	利用児童健康診断支援事業に要する経費	福島県認可外保育施設運営支援事業費補助金交付要綱に定める額
延長保育促進事業	民間認可保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する業務を目的とする施設であって、同法第35条第4項の認可を受けた保育所)	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項に規定する認定区分に該当する子どもが、子ども・子育て支援交付金実施要綱に基づく延長保育事	子ども・子育て支援交付金実施要綱に定める額

		業を受けるために必要な経費	
母親クラブ 活動運営補助事業	母親クラブ	事業運営に要する経費	市長が別に定める額
子ども食堂 活動運営補助事業	市内で子ども食堂を運営する団体	事業に要する経費	子ども食堂1回開催につき1万円とする。ただし、48万円を限度とする。
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金	民間認可保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する業務を目的とする施設であって、同法第35条第4項の認可を受けた保育所)	新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業に要する経費	福島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(児童福祉施設等)交付要綱に定める額

別記様式(第5条関係)

年 月 日

本宮市長

住 所
団体名
氏 名

㊞

児童福祉事業等補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった当該補助金について、下記に
より金 円を交付されたく請求します。

記

事 業 区 分		
補 助 事 業 に 要 す る 経 費		円
交 付 決 定 額 (A)		円
既 受 領 額 (B)	金 額	円
今 回 請 求 額 (C)	金 額	円
残 高 (A-B-C)	金 額	円
事 業 完 了 予 定 年 月 日		年 月 日

別記様式(第5条関係)

○本宮市子ども食堂活動運営補助事業補助金に関する事務取扱要領

令和3年3月22日

告示第17号

(趣旨)

第1条 本宮市児童福祉事業等補助金交付要綱(平成19年本宮市告示第78号)に規定する子ども食堂活動運営補助事業に関し必要な事項を定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの
- (2) 子ども食堂 食を通して地域の子どもの居場所となる食堂
- (3) 補助事業 補助金の交付の対象となる事業

(対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、市内で子ども食堂を運営する団体とする。

(補助事業)

第4条 補助事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 市内で子ども食堂を開催する事業であること。
- (2) 1回の開催につき食事を10食以上提供できる規模で開催すること。
- (3) 原則として毎月1回以上子ども食堂を開催すること。ただし、災害その他やむを得ない事情により開催できない場合は、この限りでない。
- (4) 参加する者が主に市内に住所を有すること。
- (5) 1年以上継続して補助事業を実施する見込みがあること。
- (6) 責任者を1人配置し、食中毒予防、防犯、防災等に配慮すること。
- (7) 参加する者に、食物アレルギー、健康情報及び緊急連絡先を確認するとともに、当該情報を適切に管理すること。
- (8) 参加費は、無料又は安価とすること。
- (9) 衛生管理について保健所へ相談し、指導、助言等を受けていること。
- (10) 補助事業を行うに当たり、営利活動、政治活動及び宗教活動を行わないこと。
- (11) 地域への適切な周知がなされ、十分な参加が見込まれること。
- (12) 困難を抱える子ども等の気づきの場として、必要に応じて適切な支援へつなぐ体制を整えること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助事業に要する経費とする。ただし、国、他の地方公共団体その他公共団体等から受ける補助金等の対象経費となっている経費を除く。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

○柳津町若者定住促進住宅条例

平成30年 3 月30日 条例第 2 号

改正

令和 2 年 3 月11日 条例第12号

柳津町若者定住促進住宅条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第 1 項の規定に基づき、若者の定住の促進と町民生活の安定及び社会福祉の増進を図るため、若者定住促進住宅を設置する。

(位置及び戸数)

第 2 条 若者定住促進住宅の設置及び戸数は、別表のとおりとする。

(管理)

第 3 条 若者定住促進住宅の管理に関しては、柳津町若者定住促進住宅管理条例（平成30年柳津町条例第 3 号）の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月11日 条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

団地名	位置	用途区分	建設年度	戸数	摘要
長坂	柳津町大字砂子原字 長坂875番地 4	若者定住促進	平成29年	2	
柳ヶ丘	柳津町大字柳津字井 戸尻甲270番地 1	若者定住促進	令和 2 年	20	

改正

令和2年3月11日条例第13号

柳津町若者定住促進住宅管理条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、町が建設し、若者の定住の促進のために賃貸する住宅の管理に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 若者定住促進住宅 町が、公営住宅法（昭和26年法律第193号）によらないで建設し、若者の定住の促進のために賃貸する住宅（以下「住宅」という。）をいう。

(2) 住宅管理員 住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるために町長が町職員のうちから任命する者をいう。

(入居者の公募方法)

第3条 町長は、住宅の入居者を次の各号に掲げる方法のうちから2以上の方法によって公募するものとする。

- (1) 新聞、又は町広報
- (2) 行政区長への通知
- (3) 柳津町掲示場への掲示
- (4) テレビジョン、町ホームページ

2 前項の公募に当たっては、町長は、住宅の建設場所、戸数、規格、家賃、入居資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示する。

(入居者の資格)

第4条 住宅に入居することができる者は、次の条件を具備するものとする。

- (1) 子育て世帯であり、同居親族に18歳未満の子がいる者
- (2) 未婚の場合は、入居決定までに婚姻予定の者で、夫婦となる者の年齢がともに40歳未満の者
- (3) 入居決定後速やかに柳津町に住所を定めることができる者
- (4) その者又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

(以下「暴力団員」という。)でないこと。

(5) 町税等の滞納がない者

(入居許可の申請)

第5条 前条に規定する入居資格のある者で、住宅に入居しようとするものは、若者定住促進住宅入居申込書を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

(入居者の選考)

第6条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合においては、町長は、入居申込者について実情を調査し、それぞれ公開抽選の方法により住宅の入居者を決定し、入居を許可する。

(入居補欠者)

第7条 町長は、前条の規定に基づいて住宅の入居者を決定する場合において、入居を許可する者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 町長は、入居を許可された者が入居を辞退したとき、又は正当な事由によらないで、次条第4項の規定により町長が指定した入居日後20日以内に入居しないとき、又は住宅の入居者が次の入居者公募の日の前日までに当該住宅を明け渡したときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い、その都度実情調査を行った上、当該住宅の入居者を決定しなければならない。

(住宅入居者の手続)

第8条 住宅への入居を許可された者は、許可のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。

(1) 入居を許可された者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。

(2) 第14条第1項に規定する額の敷金を納めること。

2 住宅への入居を許可された者は、やむを得ない事由により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、町長が別に指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。

3 町長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第2号に規定する敷金の徴収の猶予をすることができる。

4 町長は、住宅への入居を許可された者が第1項、又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしたときは、当該者に対して入居を指定し通知するものとする。

5 町長は、住宅への入居を許可された者が第1項若しくは、第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないとき、又は正当な事由によらないで前項の規定により町長が指定した入居日後20日以内に入居しないときは、その許可を取り消すものとする。

(入居の承継又は同居の承認)

第9条 住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時、又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、町長の承認を得なければならない。

2 住宅の入居者は、当該住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、町長の承認を得なければならない。

(家賃の決定)

第10条 住宅の家賃は、入居者の10月1日現在の扶養の数に応じて区分した別表に定める金額とし、当該額を入居者に通知するものとする。

(家賃の減免、又は徴収の猶予)

第11条 町長は、住宅の入居者について特別の事由がある場合において、必要があると認めるときは、家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(家賃等の変更)

第12条 町長は、次の各号の一に該当する場合においては、第10条の規定による家賃(敷金を含む。以下本条中同じ。)を変更し、又は前2条の規定にかかわらず、家賃を別に定めることができる。

(1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。

(2) 町営住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。

(3) 住宅について改良を施したとき。

(家賃の納付)

第13条 家賃は、第8条第4項の規定により、町長が指定した入居日から住宅の入居者が当該住宅を明け渡した日(明け渡しの請求をしたときは、明け渡しの請求をした日)まで徴収する。

2 家賃は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日)まで納入通知書により、その月分を納めなければならない。

3 住宅の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割りにより計算する。

4 住宅の入居者が、第19条第1項に規定する手続を経ないで当該住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず町長が明け渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(敷金)

第14条 住宅の入居者は、納入通知書により3月分の家賃(家賃が変更された場合には、当該変更後の家賃)に相当する額の敷金を納めなければならない。

2 前項に規定する敷金は、住宅の入居者が当該住宅を明け渡したとき、これを還付する。ただし、未納の家賃、又は、損害賠償があるときは、敷金のうちからこれを控除する。

3 敷金には、利子をつけない。

(修繕費用の負担)

第15条 住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、梁、屋根及び階段（以下「建物の主要構造部」という。）、並びに町が管理する給水施設、排水施設（汚物処理槽を含む。）、電気施設、ガス施設、消火施設、共同塵芥処理施設、及び道（以下「付帯施設」という。）（給水栓、点滅器その他付帯施設の構造上重要でない部分を除く。）並びに共同施設についての修繕で、入居者の責に帰すべき事由によるもの以外のものに要する費用は町の負担とする。

2 入居者の責に帰すべき事由によって、前項に定める建物の主要構造部、又は付帯施設について修繕する必要が生じたときは、入居者は、町長の選択に従い修繕し、又はその修繕の費用を負担しなければならない。

3 ふすまの張替え、破損ガラスの取替え、畳の表替え及び建具の修繕並びに建物の主要構造部以外の部分及び給水栓、点滅器その他の付帯施設の構造上重要でない部分についての修繕に要する費用は、入居者の負担とする。ただし、町長が入居者の負担とすることが適当でないとする場合は、この限りでない。

(修繕以外の費用の負担)

第16条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料（共用部分に係る使用料を含む。)

(2) 汚物及び塵芥の処理に要する費用

(3) 共同施設又は給水施設及び汚水処理施設の使用または維持、運営に要する費用

(4) その他住宅使用上当然に入居者が負担しなければならない費用

(入居者の現状回復義務及び損害賠償義務)

第17条 住宅の入居者は、自己の責に帰すべき事由により、住宅又は共同施設を滅失し、又はき損したときは、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入居者の保護義務等)

第18条 住宅の入居者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 町長の承認を得ないで、当該住宅の敷地内の空地を他の用途に供しないこと。

(2) 正当な事由によらないで、引き続き15日以上当該住宅を使用しないでおかないこと。

(3) やむを得ない事由により、引き続き15日以上当該住宅を使用しないこととなるときは、町長の定めるところにより、その旨を届出ること。

(4) 入居者は、公序良俗に反する行為をしてはならない。

(明け渡しの際の住宅の検査等)

第19条 住宅の入居者は、当該住宅を明け渡そうとするときは、明け渡しの5日前までに、その旨を町長に届出て、住宅管理員の検査を受けなければならない。

2 住宅の入居者は、前条第1号の規定により、町長の承認を得て当該住宅の敷地内の空地を他の用途に供したときは、前項の検査の時までに、自己の費用で、これを現状に回復し、又は撤去しなければならない。

(明け渡しの請求等)

第20条 町長は、住宅入居者が次の各号の一に掲げる事項に該当することとなったときは、その者に対し、当該住宅の明け渡しを請求することができる。ただし、第7号については、該当する年度の翌年3月末日を明け渡し期限とする。

(1) 不正の行為によって入居したとき。

(2) 家賃を3月以上滞納したとき。

(3) 当該住宅を故意にき損したとき。

(4) 正当な事由によらないで15日以上住宅を使用しないとき。

(5) 第9条及び第18条の規定に違反したとき。

(6) 暴力団員であることが判明したとき(同居者が該当する場合を含む。)

(7) 同居親族に18歳未満の子がおらず、夫婦の年齢がともに45歳に達したとき。

2 前項の規定による請求を受けた入居者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該住宅を明け渡さなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めた者については、この限りではない。

(立入り検査)

第21条 町長は、住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅管理員若しくは、町長の指定する職員に住宅の検査をさせ、又は住宅の入居者に対し必要な指示をさせることができる。

2 前項の検査のために現に居住の用に供している住宅に立ち入るときは、当該検査に当たる者は、あらかじめ当該住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、当該住宅の入居者は、正当な事由によらないで当該立ち入りを拒んではならない。

4 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

(罰則)

第22条 入居者が詐偽その他の不正の行為により家賃の全部、又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

(施行規則の制定)

第23条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月11日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第10条関係)

団地名	用途区分	番号	建設年度	家賃 (月額)	1子を扶養する者の家賃 (月額)	2子を扶養する者の家賃 (月額)	3子を扶養する者の家賃 (月額)	4子以上を扶養する者の家賃 (月額)
長坂	若者定住促進	1	平成29年	38,400円	33,600円	29,800円	26,000円	11,300円
長坂	若者定住促進	2	平成29年	48,900円	42,800円	37,900円	33,100円	14,300円
柳ヶ丘	若者定住促進		令和2年	42,500円	37,200円	33,000円	28,800円	12,500円

○柳津町若者定住促進住宅管理条例施行規則

平成30年3月30日規則第7号

改正

令和2年12月11日規則第5号

柳津町若者定住促進住宅管理条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、柳津町若者定住促進住宅管理条例（平成30年柳津町条例第3号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(入居の申込書)

第2条 条例第5条に規定により若者定住促進住宅への入居の申込みをしようとする者は、若者定住促進住宅入居申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 入居申込者及び同居予定者に係る住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票の写し

(2) 同居予定者が親族であることを証明できる書類

(入居者選考の除外)

第3条 町長は、前条の規定による申込みに不正があり又は条例第4条に定める資格がないと認めたときは、若者定住促進住宅入居の選考から除外する。

(入居の許可)

第4条 条例第6条の規定により若者定住促進住宅への入居を許可したときは、当該許可に係る者に対し若者定住促進住宅入居許可書（第2号様式）により通知する。

(入居の辞退届出)

第5条 若者定住促進住宅への入居の許可された者が入居を辞退しようとするときは、若者定住促進住宅入居辞退届（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

(連帯保証人の資格及び連帯保証人の変更等手続)

第6条 条例第8条第1項第1号の規定により町長が適当と認める連帯保証人は、独立の生計を営む者でなければならない。

2 入居者は既にたてた連帯保証人を変更しようとするときは、若者定住促進住宅入居者連帯保証人変更承認申請書（第4号様式）により町長の承認を受けなければならない。

3 入居者は既にたてた連帯保証人について次の各号の一に該当する事由が生じたときは、速やかに前項に規定する連帯保証人の変更の手続をとらなければならない。

- (1) 死亡
- (2) 住所不明、転出
- (3) 成年被後見人又は被保佐人の宣告
- (4) その他保証能力を著しく減少又は喪失させる事情

4 町長は、第2項の規定により申請があった場合これを審査し、その承認をしたときは、若者定住促進住宅入居者連帯保証人変更承認通知書（第5号様式）により、その承認をしなかったときは若者定住促進住宅入居者連帯保証人変更承認不承認通知書（第5号様式）により当該入居者に通知する。

（請書）

第7条 条例第8条第1項第1号の請書（第6号様式）を提出するときは、次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 連帯保証人の所得を証する書類
 - (2) 連帯保証人の印鑑証明書
- （入居日の指定の通知）

第8条 若者定住促進住宅への入居を許可された者に対する条例第8条第4項の規定による入居日の指定の通知は、若者定住促進住宅入居日指定通知書（第7号様式）により通知する。

（入居の許可の取消しの通知）

第9条 町長は、若者定住促進住宅への入居を許可された者について、条例第8条第5項の規定によりその入居の許可を取消したときは、若者定住促進住宅入居許可取消通知書（第8号様式）により通知する。

（継続入居の承認申請）

第10条 条例第9条第1項の承認を得ようとする者は、若者定住促進住宅継続入居申請書（第9号様式）を町長に提出し、承認を受け、請書を書き換えなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、条例第9条第1項の承認をしてはならない。

- (1) 当該承認を受けようとする者が入居者と同居していた期間が一年に満たない場合（当該承認を受けようとする者が当該入居者の入居時から引き続き同居している親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）である場合を除く。）
- (2) 当該入居者が法第20条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する者であった場合

（同居の承認申請）

第11条 条例第9条第2項の承認を得ようとする者は、若者定住促進住宅同居承認申請書（第10号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の若者定住促進住宅同居承認申請書の提出があったときは、これを審査し、承認するかどうかを決定し、若者定住促進住宅同居承認・不

承認通知書（第11号様式）によりその旨を申請者に通知するものとする。ただし、当該入居者が法第20条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する者であった場合においては、条例第9条第2項の承認をしてはならない。
（家賃の決定）

第12条 条例第10条の規定による通知は、若者定住促進住宅家賃決定通知書（第12号様式）により行うものとする。
（敷金家賃の減免又は徴収猶予）

第13条 条例第8条第3項又は第11条の規定により敷金、家賃の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、その事実を認証する書類を添えて若者定住促進住宅家賃（敷金）減免（徴収猶予）申請書（第13号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があった場合に家賃、敷金の額を減免又は、徴収猶予する必要があると認めるときは、若者定住促進住宅家賃（敷金）減免（徴収猶予）通知書（第14号様式）により通知する。
（入居者に修繕費用を負担させる場合の手続）

第14条 町長は、条例第15条第2項の規定により入居者が修繕の費用を負担させる場合における当該修繕費用及び同条第3項の規定により入居者の負担となる修繕費用については、その額修繕箇所等記載した若者定住促進住宅修繕費入居者負担額通知書（第15号様式）により当該入居者に通知する。
（長期不在の届出）

第15条 入居者が条例第18条第3号によるやむを得ない事由により引き続き15日以上当該若者定住促進住宅を使用しないこととなるときは、若者定住促進住宅長期不在届（第16号様式）により届出なければならない。
（明渡しの届出）

第16条 条例第19条第1項の規定による若者定住促進住宅を明け渡そうとするときは、若者定住促進住宅退去届（第17号様式）を町長に提出しなければならない。
（明渡し請求）

第17条 条例第20条第1項の規定による請求は、若者定住促進住宅明渡し請求書（第18号様式）により行う。
（若者定住促進住宅の管理上必要な事項の指示）

第18条 条例第21条第1項の規定により若者定住促進住宅の管理上必要があると認めて行う指示は、若者定住促進住宅管理指示書（第19号様式）により行うものとする。
（立入検査証）

第19条 条例第21条第4項に規定する若者定住促進住宅の検査に当たる者の身分を示す証票は、若者定住促進住宅立入検査員証（第20号様式）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年12月11日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

受付番号	抽選番号

若者定住促進住宅入居申込書

柳津町長	様	年 月 日																			
<p>住宅への入居の申し込みを致します。 (〒 -) (申込者) 住 所 _____ (フリガナ) 氏 名 _____ 印 電話 () - _____ 日中連絡の つく番号 () - _____</p>																					
○以下の欄へ申込者本人及び同居者を記入してください																					
続柄	(フリガナ) 氏 名	生年月日	年齢	性別	職業																
本人																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 20%; text-align: center;">団地別希望調</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">希望する団地名に○印をして下さい。</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">団地若者定 住促進住宅 号</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">団地若者定 住促進住宅 号</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>						団地別希望調	希望する団地名に○印をして下さい。					団地若者定 住促進住宅 号	団地若者定 住促進住宅 号								
団地別希望調	希望する団地名に○印をして下さい。																				
	団地若者定 住促進住宅 号	団地若者定 住促進住宅 号																			
誓 約 書																					
<p>1 この申込書に記入した事項は、すべて事実と相違ないことを誓約致します。 2 この申込書に虚偽の事実を記載した場合は、町営住宅申し込みの無効処分 または、当選の失格処分をされても意義申し立て致しません。</p>																					
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____ 印</p>																					

第2号様式（第4条関係）

若者定住促進住宅入居許可書

住 所

氏 名

年 月 日付で申込のあった若者定住促進住宅の入居については、下記の条件を付して許可する。

年 月 日

柳津町長 印

記

- (1) 家賃月額 金 円
敷 金 家賃月額の3月 円を納付すること。
(ただし、敷金は退去の際に還付するものとし、利子はない)
- (2) 入居の手続は、入居許可のあった日から10日以内に行うこと。
- (3) 請書を提出のこと。

第3号様式（第5条関係）

若者定住促進住宅入居辞退届

年 月 日

柳津町長 様

住 所

氏 名 印

このたび住宅に入居を許可されましたが下記理由により今回の許可された入居を辞退します。

記

理由

第4号様式（第6条関係）

若者定住促進住宅入居者連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

柳津町長 様

住所

入居者 印

若者定住促進住宅入居者連帯保証人を下記のとおり変更したいので承認してください。

記

旧保 連証 帯人	住 所				
	氏 名				
	生年月日		職業		
新 連 帯 保 証 人	住 所				
	氏 名		生年月日		職業
	勤 務 先				
	<p>上記入居者の連帯保証人となることを承諾します。ついては、柳津町若者定住促進住宅管理条例、同施行規則に従い家賃その他の責務について入居者と連帯して履行の責に任じます。</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 印</p>				
変 更 理 由					

添付書類、連帯保証人の所得を証する書類 印鑑証明書

第5号様式（第6条関係）

若者定住促進住宅入居者連帯保証人変更承認（不承認）通知書

年 月 日

様

柳津町長 印

年 月 日付で申請あった連帯保証人の変更については
承認します。
下記理由により承認できないので、他の者をたててください。

記

理由

第6号様式（第7条関係）

保 証 人 割 印	収 入 印 紙	入 居 者 割 印	請 書	年 月 日														
<p>柳津町長 様</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">入 居 者 連 帯 保 証 人</td> <td style="font-size: small;">任 所 氏 名</td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">職 業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td style="font-size: small;">任 所 氏 名</td> <td></td> <td style="text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">職 業</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="margin-top: 20px;">次のとおり住宅への入居を許可されたが、柳津町若者定住促進住宅管理条例、同施行規則の定めるところに従いその義務を誠実に履行することを誓約します。</p> <p>連帯保証人は入居者を連帯して 円（入居時家賃の12か月分に相当する額）を極度額とし、入居者の債務について履行の責に任じます。</p> <p>1 入居の決定した住宅名 団地若者定住促進住宅 号</p> <p>2 家賃 金 円 柳津町若者定住促進住宅管理条例第12条の規定により家賃が変更されたときはその額とする。</p> <p>3 敷金 金 円 家賃の3か月分</p> <p>注意 1 保証人は町営住宅入居者の2人以上の連帯保証人となり、又は町営住宅入居者が他の入居者のために連帯保証人となることはできません。</p> <p>2 保証人の所得を証する書類、保証人の印鑑証明書を添付してください。</p>					入 居 者 連 帯 保 証 人	任 所 氏 名		印	職 業				任 所 氏 名		印	職 業		
入 居 者 連 帯 保 証 人	任 所 氏 名		印															
	職 業																	
	任 所 氏 名		印															
	職 業																	

第7号様式（第8条関係）

若者定住促進住宅入居日指定通知書

年 月 日

様

柳津町長

印

このたび許可したあなたの下記若者定住促進住宅の入居日を
年
月 日と指定します。

記

1 住宅所在地

2 住宅番号

団地若者定住促進住宅 号

(注意) 正当な理由がないままに、この指定した日から20日以内に入居を終了しないときは、この入居の許可を取り消すこととなりますから注意してください。

第8号様式（第9条関係）

若者定住促進住宅入居許可取消通知書

住 所
氏 名

年 月 日付で許可した若者定住促進住宅の入居については、下記理由により取り消します。

年 月 日

柳津町長

印

記

理由

第9号様式（第10条関係）

若者定住促進住宅継続入居申請書

年 月 日

柳津町長 様

団地若者定住促進住宅 号
 入居名義人 印
 申請人 印
 （入居名義人との続柄 ）

次のとおり継続入居したいので申請します。

入居世帯員に関する事項	氏 名	続柄	年齢	過去一年間の収入	備 考
		本人			

事由

（添付書類）

入居名義人と申請者との続柄を証する書類、申請理由が入居名義人の死亡による場合は、死亡証明書

第10号様式（第11条関係）

若者定住促進住宅同居承認申請書

年 月 日

柳津町長 様

団地若者定住促進住宅 号
入居者 印

下記のとおり同居の承認を受けたいので申請します。

記

同居させようとする者	氏 名	入居者との続柄	年齢	職 業	現 住 所
同居させようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで			

なお、同居の承認を受けたときは、柳津町若者定住促進住宅管理条例及び同施行規則を固く守り、入居者が住宅を立ち退くときは、同居者も立ち退きさせることを誓約する。

添付書類

同居させようとする者の住民票の写し

第11号様式（第11条関係）

若者定住促進住宅同居承認・不承認通知書

年 月 日

団地若者定住促進住宅 号

様

柳津町長 印

年 月 日付けで申請のあった次の者を同居させること
について、条件を付して承認する。

次の理由により承認することができない。

氏名	入居者との続	年齢	職業	現住所
同居者				
	同居期間	年 月 日から 年 月 日まで		

- (1) 柳津町若者定住促進管理条例及び同施行規則並びに申請書記載事項を厳守すること。
- (2) 入居者が住宅を立ち退くときは、同居者も立ち退きすること。

承認できない理由

第12号様式（第12条関係）

若者定住促進住宅家賃決定通知書

年 月 日

団地若者定住促進住宅 号

様

柳津町長

印

あなたの次年度の家賃については下記のとおり決定しましたので通知します。

続柄	氏名	生年月日	年齢	性別
本人				

扶養の人数 子 人	あなたの 年度（年 月 ～ 年 月まで）の家賃の額 月額 円
--------------	--------------------------------------

第13号様式（第13条関係）

若者定住促進住宅家賃（敷金）減免（徴収猶予）申請書

年 月 日

柳津町長 様

団地若者定住促進住宅 号
入居者 印

若者定住促進住宅家賃（敷金）について、下記理由により減免（徴収猶予）の申請をします。

記

減免又は 徴収猶予 申請の理 由	
---------------------------	--

- (1) 理由を証する書類を添付してください。
- (2) 徴収猶予については、猶予希望期日を理由欄に明記すること。

第14号様式（第13条関係）

若者定住促進住宅家賃（敷金）減免（徴収猶予）通知書

年 月 日

様

柳津町長

印

年 月 日申請のあった若者定住促進住宅家賃（敷金）減免（徴収猶予）について下記のとおり決定しました。

記

1 減免（徴収猶予） 認める
めない

2 認める内容について

（1）承認期間

年 月分から 年 月分まで

（2）減免による家賃（敷金）月額

円

（3）徴収猶予方法

第15号様式（第14条関係）

若者定住促進住宅修繕費入居者負担額通知書

年 月 日

様

柳津町長

印

下記修繕は、柳津町若者定住促進住宅管理条例の規定に基づき、あなたの負担となりますから承知してください。

記

修 繕 個 所	経 費	施 行 要 領	施 工 期 間
経費の支払方法			

第16号様式（第15条関係）

若者定住促進住宅長期不在届

年 月 日

柳津町長 様

団地若者定住促進住宅 号
入居者 印

このたび下記理由により、若者定住促進住宅を一時使用しないのでお届け致します。ただし、この期間の住宅保管については、いっさいその責任を負います。

記

不在期間	年 月 日から 年 月 日まで
理由	
入居者の滞在場所	
保管方法	

第17号様式（第16条関係）

若者定住促進住宅退去届		
	年 月 日	
柳津町長	様	
	団地若者定住促進住宅 号 入居者 印	
<p>下記のとおり若者定住促進住宅を退去しますので検査くださるようお願いします。</p>		
記		
退 去 理 由		
退 去 年 月 日	年 月 日	
移 転 先	住所 Tel.	
金先 ある 場合 の送 敷金 の還 付が 還付先口座	金融機関名 支店 預金種別 口座番号	
団地に対する希望		
検査員記入欄	建物及び附帯設備損傷の有無	
	附属品員数の有無	
	その他参考事項	
	氏 名	印

第18号様式（第17条関係）

若者定住促進住宅明渡請求書

年 月 日

様

柳津町長

印

下記のとおり若者定住促進住宅の明け渡しを請求します。

記

建設年度	年度	住宅名	団地若者定住促進住宅 号
住宅番号			
住宅明渡 請求の理 由			
住宅明渡 期限			
摘 要			

第19号様式（第18条関係）

若者定住促進住宅管理指示書

年 月 日

様

柳津町長

印

あなたの使用している若者定住促進住宅について、下記事項を指示しますので整備してください。

記

建設年度	年度	住宅名	団地若者定住促進住宅 号
住宅番号			
指示事項			

第20号様式（第19条関係）

		6 cm	
9 cm		第 号	
		若者定住促進住宅立入 検査員証 職名 氏名	
		交付年月日 年 月 日	
		有効期限 年 月 日から 年 月 日まで	
		柳津町長	印

（表）

- （1） 本証は柳津町若者定住促進住宅管理条例第18条の規定に基づき、職務を執行するために発行するもので、常時携帯し入居者から請求があったときはいつでも提示しなければならない。
- （2） 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

（裏）

○柳津町チャイルドシート等購入費助成事業実施要綱

平成27年3月31日訓令第33号

改正

令和3年4月1日訓令第46号

柳津町チャイルドシート等購入費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、チャイルドシート、ジュニアシート（以下「チャイルドシート等」という。）を購入する者に対して購入費の一部を助成することにより、子育て家庭の経済的負担を軽減し少子化対策並びに交通安全対策に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、次に掲げるすべての要件を備えている者とする。

- (1) 柳津町の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に登録されている者
- (2) 購入日において、妊娠中で母子健康手帳を交付されている者又はその配偶者及び保護者
- (3) 国土交通省が定める安全基準に適合するチャイルドシート等を購入する者
- (4) チャイルドシート等を購入に関する同様の補助を受けていない者
- (5) 助成対象者が属する世帯に町税等の滞納がないこと。

(助成の制限)

第3条 助成の回数は1人の対象乳幼児につき、チャイルドシート、ジュニアシートそれぞれ1回限りとする。

(助成額)

第4条 助成額は、チャイルドシート等の購入価格に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、予算の範囲内で交付する。ただし、チャイルドシートの助成額の上限を3万円、ジュニアシートの助成額の上限を5千円とする。

(交付申請)

第5条 助成を受けようとする者は、柳津町チャイルドシート等購入費助成事業補助金交付申請書（様式第1号）及び柳津町チャイルドシート等購入費助成事業補助金交付請求書（様式第2号）に必要書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、柳津町チャイルドシート等購入費助成事業補助金交付（却下）決定通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(補助金の交付時期)

第7条 町長は、前条の交付決定日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の取消)

第8条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により、交付の決定及び補助金の交付を受けたことが明らかになった場合は、その決定を取り消し、又は既に交付された補助金の全額を返還させることができる。

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
様式第1号（第5条関係）

年 月 日

柳津町長

（申請者）住所 柳津町大字

氏名

（電話 ）

柳津町チャイルドシート等購入費助成事業補助金交付申請書

次のとおり、チャイルドシート等購入費補助金の交付を申請します。

また、交付の審査に要する住民情報・税情報等については、照会することを承諾します。

購入器具	チャイルドシート ・ ジュニアシート			
商品名（型式）				
購入金額	円			
補助申請額	円			
	チャイルドシート購入予定額の1/2（上限額3万円）、 ジュニアシート購入予定額の1/2（上限額5千円）千円未満切捨			
対象 乳幼児	フリガナ		申請者	
	氏名		との関係	
	生年月日	年 月 日	年齢	歳
	母子健康 手帳番号			

（添付書類）

1. 領収書（商品名、氏名、金額、購入年月日及び購入店名の記載のあるもの）
2. 品質保証書の写し又は納品書（型番が分かるもの）
3. 安全基準マークを撮影した写真
4. 購入した商品の全体像を撮影した写真

柳津町長

柳津町チャイルドシート等購入費助成事業補助金交付請求書

申請者 住 所 柳津町大字 _____

氏 名 _____ ㊞

柳津町チャイルドシート等購入費助成事業実施要綱に基づき請求します。

請 求 金 額	金 円
---------	-----

チャイルドシート：購入額の1/2（上限額3万円）、ジュニアシート：購入額の1/2（上限額5千円）
 ※千円未満は切り捨てとします。

【補助金の振込先】

振 込 先	金融機関名		預金種目	当座・普通		
	支 店 名					
	口 座 番 号					
	フリガナ					
	口 座 名 義 人					

様

柳 津 町 長

柳津町チャイルドシート等購入費助成事業補助金交付（却下）決定通知書

年 月 日付で申請のあった件について申請書類等を審査した結果、下記のとおり決定したので、通知します。

記

交 付 決 定 に 関 す る 事 項	
対象乳幼児氏名	
補助金交付決定額	円
補助対象器具名	チャイルドシート ・ ジュニアシート
申 請 却 下 に 関 す る 事 項	
〔却下した理由〕	

（注意事項）

後日、虚偽による申請の事実や不正行為等が判明した場合は、補助金を返還していただきますので、念のため申し添えます。

柳津町高等学校等就学給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柳津町高等学校等就学給付金(以下「給付金」という。)の支給事業について、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の支給目的)

第2条 給付金は、町内に住所を有する者が高等学校等へ就学するための費用等を支援することで、保護者の経済的な負担を軽減し、子育て支援と就学機会の確保を目的とする。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者(以下「支給対象者」という。)は、当該年度の4月1日現在で町内に住所を有し高等学校に在学している者(以下「生徒」という。)の保護者とする。

2 高等学校とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)特別支援学校(高等部に限る。)及び高等専門学校(第3学年までとする。)とする。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は生徒1人につき50,000円とする。

2 給付金の支給は、年度につき1回で生徒1人につき3年間を限度とする。

(給付金の申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、給付金支給申請書(様式第1号)に高等学校に在学していることを証明できる書類を添えて当該年度の9月30日までに町長に申請する。

(支給の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、給付金を支給することが適当であると認めるときは、支給を決定し、申請者に対し給付金を支給する。

2 給付金の支給は、申請書を毎月末にとりまとめて翌月に支給するものとする。

(給付金の返還)

第7条 町長は、虚偽その他不正な行為により給付金の支給を受けた者があるときは、既に支給した給付金の一部又は全部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

柳津町長 様

申請者住所 柳津町大字
 (保護者) _____
 氏名 _____ 印
 電話番号 _____

柳津町高等学校等就学支援給付金支給申請書兼請求書

年度の柳津町高等学校等就学支援給付金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、審査の結果、交付決定を受けたときは、以下の金額を請求します。

生徒氏名							
学校名						学年	学年
課程	全日制 ・ 定時制 ・ 通信制			学科			
入学年月	年 月 入学						
生徒氏名							
学校名						学年	学年
課程	全日制 ・ 定時制 ・ 通信制			学科			
入学年月	年 月 入学						
生徒氏名							
学校名						学年	学年
課程	全日制 ・ 定時制 ・ 通信制			学科			
入学年月	年 月 入学						
添付書類	<input type="checkbox"/> 在学証明書 <input type="checkbox"/> その他在学を証明する書類 ()						
2 申請額及び請求額	50,000円 × 人 = 円						
3 振込先							
金融機関名				支店名			
預金種類	普通 ・ 当座			口座番号			
フリガナ							
口座名義							

審査結果

交付 ・ 不交付

○東日本大震災及び原子力災害による被災者に対する大熊町保育所特例保育所入所
措置費負担金助成要綱

平成24年3月26日

告示第5号

改正 平成25年3月19日告示第3号

平成26年3月10日告示第2号

平成27年3月18日告示第11号

平成28年7月6日告示第24号

平成29年6月30日告示第40号

平成30年7月2日告示第34号

令和元年6月4日告示第44号

令和2年3月6日告示第8号

令和2年9月11日告示第38号

令和3年6月1日教育委員会告示第4号

(趣旨)

第1条 東日本大震災及び原子力災害(以下「災害」という。)により被災し、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律(平成23年法律第98号。以下「特例法」という。)に基づき避難先市区町村において入所している児童に対して大熊町保育所特例保育所入所措置費負担金(以下「負担金」という。)を助成するものとし、その助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 負担金の助成を受けることができる者は、大熊町の住民で災害により被災し、特例法に基づき、避難先公立保育所、私立保育所、認定こども園、地域型保育、企業型保育事業、または認可外保育施設(以下「保育所等」という。)を利用している児童の保護者とする。

(負担金の助成額)

第3条 負担金の助成額は、保護者が納付した保育料(以下「保育料等」という。)のうち、大熊町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額の算定に係る規則(令和2年規

則第6号)に定める利用者負担額を超えた額とする。この場合において、主食費・副食費も全額助成する。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により、預かり保育、一時預かり保育、病児保育またはファミリーサポートセンターを利用した場合の助成額については、納付した保育料の10分の7とする。ただし、1か月の助成額は30,000円を上限とし、100円未満は切捨てとする。
- 3 他の市区町村より負担金の助成を受けている場合は、その助成額分を第1項及び前項に基づく助成額から控除する。

(助成期間)

第4条 負担金の助成期間は、令和3年3月1日から令和4年2月28日までとする。ただし、やむを得ない事情により申請をすることができなかった過去の負担金については、申請年月から2年前まで助成することができるものとする。

(負担金の申請)

第5条 負担金の助成を受けようとする保護者は、災害による被災者に対する大熊町保育所特例保育所入所措置費負担金助成申請書(様式第1号)に、保育所等に児童が入所していること及び保育料納付額の証明を受け、町長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、負担金を助成すべきものと認めたときは、速やかに、災害による被災者に対する大熊町保育所特例保育所入所処置費負担金助成決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(助成)

第7条 負担金は、7月、10月、1月及び4月に助成するものとする。

(負担金の返還)

第8条 偽りの申請その他不正な行為により負担金の交付を受けた者に対しては、助成した負担金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、負担金の助成に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、告示の日から施行し、平成24年1月1日から適用する。ただし、平成24年1月から平成24年3月までの負担金については、全額助成するものとする。

附 則(平成25年3月19日告示第3号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成25年3月1日から適用する。

附 則(平成26年3月10日告示第2号)

この告示は、公布の日から施行し、平成26年3月1日から適用する。

附 則(平成27年3月18日告示第11号)

この告示は、公布の日から施行し、平成27年3月1日から適用する。

附 則(平成28年7月6日告示第24号)

この告示は公布の日から施行し、平成28年3月1日から適用する。

附 則(平成29年6月30日告示第40号)

この告示は公布の日から施行し、平成29年3月1日から適用する。

附 則(平成30年7月2日告示第34号)

この告示は公布の日から施行し、平成30年3月1日から適用する。

附 則(令和元年6月4日告示第44号)

この告示は、公布の日から施行し、平成31年3月1日から適用する。

附 則(令和2年3月6日告示第8号)

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の東日本大震災及び原子力災害による被災者に対する大熊町保育所特例保育所入所措置費負担金助成要綱の規定は、令和元年10月1日から適用する。

附 則(令和2年9月11日告示第38号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年6月1日教育委員会告示第4号)

この告示は、公布の日から施行し、令和3年3月1日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

東日本大震災及び原子力災害による被災者に対する
大熊町保育所特例保育所入所措置負担金助成申請書

年 月 日						
大熊町長 様						
東日本大震災及び原子力災害による被災者に対する大熊町保育所特例保育所入所措置費負担金助成要綱第5条の規定により、下記のとおり負担金の助成について申請します。						
申請書 住所：大熊町大字 字						
(避難先住所：)						
保護者 氏名： ㊟						
連絡先： - -						
児童氏名		生年月日	年 月 日生			
認定区分	1号	2号	3号	ほか ()		
本申請にあたり、保育料算定のための町民税課税資料を閲覧することに同意いたします。						
委任者（保護者） 氏名 ㊟ ・ 氏名 ㊟						
注：住民票が町外の場合、課税証明書を添付してください。						
(3～8月までは前年度分、9～2月までは本年度分の課税証明書を添付してください)						
施設設置者等証明欄	下記児童は、当保育所（こども園等）を利用し、下記の保育料及び主食・副食費を納入したことを証明します。					
	年 月 日					
	保育所（こども園等）名称：					
	保育所（こども園等）長又は設置者： ㊟					
	連絡先：(- -)					
	施設形態	公立	認可	認可外	ほか ()	
	保育区分	通常保育	預かり保育	一時預かり	ほか ()	
利用年月	年 月	年 月	年 月	合計金額		
保育料	円	円	円			
主食・副食費	円	円	円	円		
他の市町村等からの補助金等	有 ・ 無		有の場合の金額	円		
家族の状況	氏 名	生年月日	続柄	性別	勤務先又は学校名等	備 考

【保護者の方へ】

認可外保育施設を利用している場合は、自治体が発行する「施設等利用給付認定通知書」の写しを添付してください。認定されていない場合は、助成の対象とはなりません。

様式第2号（第6条関係）

東日本大震災及び原子力災害による被災者に対する
大熊町保育所特例保育所入所措置費負担金助成決定通知書

年 月 日

申請者
(保護者) 様

大熊町長

申請のあった負担金の助成については、東日本大震災及び原子力災害による被災者に対する大熊町保育所特例保育所入所措置費負担金助成要綱第6条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

児童氏名	
保育所名 (こども園等)	
対象月	年 月 から 年 月
助成額	円
	【助成額根拠】 避難先保育料等 円 - 大熊町保育料等 円
支払年月日	月 日に指定の口座に振込いたします。

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第6条関係)

○東日本大震災の被災者に対する大熊町児童生徒就学援助費支給要綱

平成25年4月25日

教委告示第5号

改正 平成26年6月27日教委告示第8号

平成27年6月25日教委告示第7号

平成28年6月23日教委告示第10号

平成29年2月22日教委告示第11号

平成29年6月27日教委告示第25号

平成30年2月21日教委告示第1号

平成30年6月26日教委告示第3号

平成31年4月22日教委告示第3号

令和2年5月19日教委告示第2号

令和3年3月26日教委告示第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東日本大震災(以下「震災」という。)の被災者に対する児童生徒就学援助費(以下「就学援助費」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 就学援助費の支給対象者は、震災により被災し(原子力発電所の事故による「警戒区域」の住民であって、大熊町の判断により避難した者を含む。)、経済的理由により就学が困難となった児童及び生徒の保護者とする。

(支給対象経費)

第3条 支給対象経費範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学用品費
- (2) 新入学児童生徒学用品費
- (3) 校外活動費
- (4) 修学旅行費
- (5) 学校給食費
- (6) 通学費

(援助費等)

第4条 前条各号に掲げる経費の内容及び援助費は、別表に定めるとおりとする。ただし他の市町村等より援助費等の支給を受けている場合は、支給しないものとする。

(申請)

第5条 就学援助費の支給を受けようとする保護者は、東日本大震災等により被災した児童生徒に対する就学援助費申請書(第1号様式)を、教育委員会に提出しなければならない。

(支給の決定)

第6条 教育委員会は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査して、支給の可否を決定する。

(支給期間)

第7条 就学援助費の支給期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、就学援助費の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成26年6月27日教委告示第8号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年6月25日教委告示第7号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年6月23日教委告示第10号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年2月22日教委告示第11号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年6月27日教委告示第25号)

この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年2月21日教委告示第1号)

この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年6月26日教委告示第3号)

この告示は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(平成31年4月22日教委告示第3号)

この告示は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和2年5月19日教委告示第2号)

この告示は、公布の日から施行し、令和2年4月1日より適用する。

附 則(令和3年3月26日教委告示第4号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

項目	対象品目	対象者	支給金額	
学用品費	学用品又はその購入費	小学生	11,420円	
		中学生	22,320円	
	通学用品費	小学校又は中学校の第2学年以上の学年に在学する児童生徒が通常必要とする通学用品又はその購入費	小学 2～6年生	2,230円
			中学 2～3年生	2,230円
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	児童生徒が宿泊を伴う校外活動(学校外に教育の場を求めて行われる活動(修学旅行を除く。)以下同じ。)に参加するために直接必要な交通費及び見学料	小学生	3,620円	
		中学生	6,100円	
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	児童生徒が宿泊を伴わない校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料	小学生	1,570円	
		中学生	2,270円	
修学旅行費	児童生徒が修学旅行に参加するために直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費	小学生	21,490円	
		中学生	57,590円	
新入学児童生徒学用品費等	小学校・中学校に入学する者が	小学1年生	20,470円	

	通常必要とする学用品及び通 学用品又はそれらの購入費	中学1年生	23,550円
給食費	小学校・中学校に在籍する児童 生徒の学校給食に要する経費	小学生	実費
		中学生	実費
通学費	小学校・中学校に在籍する児童 生徒が公共交通機関を利用し 通学する場合に要する経費(通 学距離が10キロメートル未満 の者を除く)	小学生	実費
		中学生	実費

第1号様式(第5条関係)

東日本大震災等により被災した児童生徒に対する就学援助費申請書

令和 年 月 日

大熊町教育委員会 様

申請者(保護者)住所 大熊町大字 字
氏名



就学援助費の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

電話	—	児童	学校	氏	ふりがな	
児童生徒については、本年度の在学期・学年を記入する。		生徒	年—組	名		
家庭状況、対象児童生徒を含む (保護者を本人とする。)	ふりがな氏名	続柄	生年月日	職業又は在学期名	所得金額	
		本人				
		子				
備考						
申請理由(該当する番号に○をつけてください。その他記入してください。)						
<input type="checkbox"/> 1. 被災証明を受けている。						
<input type="checkbox"/> 2. 災害救助法を受けている。						
<input type="checkbox"/> 3. 各制度の減免を受けている。						
<input type="checkbox"/> 4. 経済的に困窮している。						
<input type="checkbox"/> 5.						
<input type="checkbox"/> 6.						
<input type="checkbox"/> 7.						

- 注 (1) 家庭状況欄は、申請者から順番に同居している家族全員を記入する。
(2) 続柄は、保護者を本人とし、本人に対しての続柄を記入する。
(3) 職業又は在学期名は、児童生徒については本年度の在学期・学年を記入する。
(4) 所得金額は、現在の月額を記入する。

第1号様式(第5条関係)

○大熊町次世代避難者支援補助金制度交付要綱

平成29年3月21日

告示第10号

改正 平成31年4月25日告示第25号

(趣旨)

第1条 大熊町次世代避難者支援補助金(以下「補助金」という。)は、大熊町生活再建促進交付金要綱(平成31年大熊町告示第21号。以下「生活再建促進交付金」という。)に定める補助の対象から外れることとなった、東日本大震災の後に新たに町民となった者のうち、大熊町の明日を担う婚姻による転入者及び出生者を支援し、避難生活においても、健康で明るい家庭作りと健全な児童の育成を実現し、町政進展に寄与することを目的として、大熊町補助金等の交付等に関する規則(平成20年大熊町規則第3号)及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内においてを交付するものとする。

(補助の期間)

第2条 補助金は、平成31年4月1日から平成38年3月31日まで、年度ごとに実施するものとする。

(補助の基準日)

第3条 前条において、年度ごとに実施する補助の基準となる日は、各年度の4月1日とする。

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付対象者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれかを満たす者とする。

(1) 平成23年3月12日以降に、生活再建促進交付金の対象者である町民との婚姻を契機に新たに本町に住民登録した者。ただし、この場合の婚姻とは、夫・妻のいずれかが初婚であること。なお、双葉町中間貯蔵施設整備等影響緩和補助金(生活サポート補助金)交付要綱(平成28年双葉町要綱第19号)に定める対象となっている者を除く。また、一人の対象者が重複して対象となることはできないものとする。

(2) 平成23年3月12日以降に、本町に住所を有する出生児。

2 前条に定める各年度の補助の基準日において、前項に定める交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 本町に住民登録を有しない者。

(2) 前項第1号に定める者のうち、離婚した者。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象者一人につき5万円とする。

(補助金の交付申請者)

第6条 補助金の交付申請は、第4条第1項第1号に定める者にあつては本人が、同項第2号に定める者にあつてはその保護者(以下「申請者」という。)が行うものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、大熊町次世代避難者支援補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請期間)

第8条 申請者は、前条の申請を原則として当該年度の3月31日までにするものとする。

(補助金の交付の決定及び交付方法)

第9条 町長は、第7条に規定する大熊町次世代避難者支援補助金交付申請書(様式第1号)により申請があつたときは、内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、交付の決定をするものとする。

2 町長は、前項の規定により交付の決定をしたときは、大熊町次世代避難者支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知し、及び補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 町長は、申請者が次のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、町長は、既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたことが明らかになったとき。

(2) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月25日告示第25号)

この告示は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

様式第1号（第7条関係）

大熊町次世代避難者支援補助金

交付申請書

年 月 日

大熊町長様

申請者	現在お住まいの住所：〒 -
	大熊町の住所：
	フリガナ 氏名： ㊟
	電話番号：

記

対象年度	年度	
補助の区分 (いずれかに○)	1 婚姻（初婚）による転入者	
	2 出生者	
補助対象者の氏名 および生年月日	(氏名)	(生年月日) 年 月 日
補助金請求の額	金 50,000 円	
添付書類	1 口座振込金融機関通帳の写し 2 戸籍謄本 (婚姻（初婚）による転入者で本町に本籍を有しない方のみ)	

口座振込 依頼欄	<input type="checkbox"/> 前回申請と同じ口座を希望する			
	銀行 農協 金庫 信組	本店 支店 出張所	種目	口座番号
			1 普通預金	
			2 当座預金	
		9 その他		
	ゆうちょ銀行		-	
	フリガナ	-----		
	口座名義人	-----		

様式第2号（第9条関係）

第 号
平成 年 月 日

様

大 熊 町 長

大熊町次世代避難者支援補助金
交付決定通知書

先に申請のあった大熊町次世代避難者支援補助金について、下記のとおり交付を決定したので、大熊町次世代避難者支援補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 対象年度 平成 年度
- 3 振込日 平成 年 月 日

様式第1号(第7条関係)

様式第2号(第9条関係)

○大熊町チャイルドシート等購入設置補助金交付要綱

令和3年2月1日

告示第6号

大熊町チャイルドシート等購入設置奨励金交付要綱(平成12年大熊町要綱第21号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、町内に住所を有する者で、自動車の運転時に道路交通法(昭和35年法律第105号)第71条の3の規定に基づく幼児用補助装置(以下「チャイルドシート等」という。)を購入設置した経費に対し、購入費の一部を補助することにより、幼児の乗車時の安全確保と着用の奨励を図り、もって交通安全の推進と交通事故防止に寄与することを目的とする。

(補助の対象及び交付金額)

第2条 本要綱の補助を受けることができる者は、以下の要件を全て満たす者とし、対象の乳幼児1名につき1回限りとする。

- (1) 大熊町に住民登録を有し、かつ、居住している者
- (2) チャイルドシート等の購入時に、満6歳未満の乳幼児の養育をしている保護者
- (3) 町税等に滞納がない者

2 補助の対象とするチャイルドシート等は、道路運輸車両法(昭和26年法律第185号)第3章及びこれに基づく命令の規定に適合し、かつ、乳幼児の発育の程度に応じた形状を有するものとする。

3 補助金額はチャイルドシート等に1台につき、購入金額の2分の1を乗算し、100円未満の端数を切り捨てた額とする。ただし、1万円を上限とする。

4 補助金の交付はチャイルドシート等を購入した場合のみとし、個人売買によるものは対象外とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第3条 補助金の交付を受けようとするものは、大熊町チャイルドシート等購入補助金交付申請及び実績報告書兼請求書(第1号様式)に、以下に定める書類を添付の上、町長に提出するものとする。

- (1) 申請者の運転免許証の写し

- (2) 購入したことの確認ができる領収書の原本
 - (3) 購入したチャイルドシート等に表示された型式指定マークの写真等
 - (4) 購入したチャイルドシート等の取扱い説明書等の写し
 - (5) 前各号に定めるもののほか町長が必要と認める書類等
- (補助金の交付決定及び金額の確定)

第4条 前条の規定に基づき、補助金の交付申請があったときは、内容を審査の上、交付の可否を決定する。

- 2 前項の規定により、交付する(交付しない)と決定した申請者に対し、要綱第2条第3項の規定により、交付の金額を確定し、大熊町チャイルドシート等購入補助金交付(不交付)決定・補助金確定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。
 - 3 町長は第1項の規定により補助金の交付の決定をした場合において、当該補助金の交付の目的達成のために必要があると認められるときは、条件を付することができる。
- (補助金の返還)

第5条 町長は、偽りその他不正な行為により補助金を受けた場合は当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第1項第1号における「大熊町に住民登録を有し、かつ、居住しているもの」について、当面の間、居住要件は適用しない。

第1号様式（第3条関係）

大熊町チャイルドシート等購入補助金交付申請書及び実績報告書兼請求書

年 月 日

大熊町長

申請者

住 所 _____

フリガナ

氏 名 _____ ㊤

電話番号 _____

大熊町チャイルドシート等購入設置補助交付要綱第3条の規定により、補助金を申請します。また申請にあわせて下記のとおり実績報告及び請求します。

大熊町チャイルドシート等購入補助金の申請にあたり、町税等の納入状況及び、住民票の記載状況について、町長が確認することに同意します。

記

対象児	フリガナ 氏 名	_____
	生 年 月 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
	住 所	大熊町大字
対象製品	メーカー名	_____
	商 品 名	_____
	種 類 ・ 区 分	<input type="checkbox"/> N-W1 <input type="checkbox"/> Y-W2 <input type="checkbox"/> G-W3 <input type="checkbox"/> G-W4 (複数選択可)
	認定指定番号	_____
	型 式	_____
購入日（完了日）	_____ 年 _____ 月 _____ 日	
購入金額（消費税込）	金 _____ 円	
申請額及び請求額	金 _____ 円	
※補助金額は1台につき、購入金額の2分の1（上限額1万円、100円未満切り捨て）		
添 付 書 類	(1) 申請者本人の運転免許証の写し (2) 購入の確認ができる領収書等（原本） (3) 当該製品の認定指定番号と型式がわかるもの （チャイルドシート全体、及び型式指定マークの写真等） (4) 当該製品の取扱い説明書等の写し (5) その他町長が必要と認めるもの	

第2号様式（第4条関係）

大熊町総指令第 号

住 所
氏 名 様

大熊町チャイルドシート等購入補助金
交付（不交付）決定・補助金確定通知書

年 月 日付けで交付申請並びに実績報告のあった 年度大熊町チャイルドシート等購入補助金について、大熊町チャイルドシート等購入設置補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

大熊町長 ㊟

記

1. 交付決定金額 金 円

2. 振込予定日 年 月 日

3. 交付の条件

町長は申請者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において町長はすでに交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金を受けたことが明らかになった場合
- (2) その他町長が不相当と認める事由が生じた場合

第1号様式(第3条関係)

第2号様式(第4条関係)